

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	県単鳥獣害広域捕獲支援事業補助金
補助事業等の目標	鳥獣害による農作物等の被害について鳥獣を広域捕獲することにより減少させるため。
補助事業等の対象者	諏訪市鳥獣被害対策協議会（諏訪市猟友会）
補助対象経費	捕獲のための従事者賃金、銃の弾代、調整会議、除雪費用等に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 諏訪市臨時職員賃金を参考に延べ捕獲人員等を積上げた金額（県補助 1/2）
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 19 年 12 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日
	【終期が 3 年を超える場合の理由】 県事業の終了又は鳥獣による農作物被害がなくなるまで補助する必要があるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係